

平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 函研エルミック株式会社
代表者名 代表取締役社長 朝倉 尉
(コード番号 4 7 7 0 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 江口 慎一
(TEL 0 4 5 - 6 2 4 - 8 1 1 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社第 38 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的の追加をするものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、監査等委員会設置会社制度の創設ならびに責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更される等改正されました。

これに伴い、当社はコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するべく、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。また、業務執行を行わない取締役等につきましても、責任限定契約を締結することによって相応しい貴重な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第 24 条第 2 項の変更をあわせて行うものであります。なお、現行定款第 24 条第 2 項の変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日 (予定)

以 上

<別紙>

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) (条文省略) (1) ~ (13) (条文省略) (新設) (14) (条文省略)	第2条 (目的) (現行どおり) (1) ~ (13) (現行どおり) <u>(14) インターネット、携帯電話等の通信ネットワークを利用した通信販売及び小売販売</u> (15) (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第5条~第15条 (条文省略)	第5条~第15条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会ならびに <u>監査等委員会</u>
第16条 (取締役の員数) 当社に取締役は10名以内を置く。 (新設)	第16条 (取締役の員数) 当社に取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、10名以内を置く。 <u>2. 当社に監査等委員である取締役は、4名以内を置く。</u>
第17条 (取締役の選任) 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. (条文省略)	第17条 (取締役の選任) 取締役の選任決議は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任し、</u> 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. (現行どおり)
第18条 (取締役の任期) 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)	第18条 (取締役の任期) 取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> の任期は、 <u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 19 条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会の決議により、</u>取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第 19 条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である者を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である者を除く。)</u>の中から取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第 20 条 (条文省略)</p>	<p>第 20 条 (現行どおり)</p>
<p>第 21 条 (取締役会) (条文省略)</p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対して会日の 3 日前に発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会に定める取締役会規則による。</u></p>	<p>第 21 条 (取締役会) (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 22 条 (監査等委員会) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 24 条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 23 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 25 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 24 条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第 26 条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 25 条 (監査役の数) <u>当会社に監査役は 5 名以内を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 26 条 (監査役の選任) <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>第 27 条 (常勤監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>第 28 条 (監査役の任期) <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>第 29 条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し緊急の時は、この期間を短縮できる。</u> 2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会に定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p>第 30 条 (監査役の報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>第 31 条 (監査役の責任免除) <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>第 6 章 会計監査人の責任</p>	第 5 章 会計監査人の責任
<p>第 32 条 (条文省略)</p>	第 27 条 (現行どおり)
<p>第 7 章 計算</p>	第 6 章 計算
<p>第 33 条～第 36 条 (条文省略)</p>	第 28 条～第 31 条 (現行どおり)
<p>(新設)</p>	附則
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第 38 回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>